

平成30年

議会改革特別委員会会議録

加 須 市 議 会

議 会 改 革 特 別 委 員 会

第 2 4 回 5 月 2 9 日（火曜日）

平成30年議会改革特別委員会 第24回

平成30年5月29日（火曜日）午前9時30分開議

審査案件

議会改革に関すること

出席委員（9名）

1番 野 中 芳 子 君
4番 柿 沼 秀 雄 君
6番 小 坂 徳 蔵 君
8番 大 内 清 心 君
10番 酒 巻 ふ み 君

3番 新 井 好 一 君
5番 小 勝 裕 真 君
7番 佐 伯 由 恵 君
9番 森 本 寿 子 君

欠席委員

2番 竹 内 政 雄 君

委員外議員

1番 金 子 正 則 君
6番 池 田 年 美 君
18番 中 條 恵 子 君
21番 及 川 和 子 君
22番 松 本 英 子 君

本委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 高 橋 敦 男
主幹（議事・ 三 宅 昌 之
調査担当）

議事課長 戸 田 実
主査（議事・ 酒 巻 俊 郎
調査担当）

開会 午前 9時30分

◎委員長のあいさつ

○委員長（小坂徳蔵君） 皆さんおはようございます。今日は、大変お忙しいところ、議員各位の皆さんには第24回議会改革特別委員会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。第2回定例会が来月14日に、開会する予定になっております。市民と市議会の間の距離を縮め、市民との協働・連携を推進する市議会改革も、市議会その中軸となる市議会基本条例も、委員各位のご協力をいただきまして、委員会の当初のロードマップ、工程表のとおり順調に進んでまいりました。準備も進んでおります。これと並行いたしまして、基本条例の内容に沿って、議会改革も進んでおります。今月の1日に平成国際大学と加須市議会との間で、連携協力に関する協定を締結いたしました。早速、大学の方から、日本法学会研究会によるミニシンポジウムの案内を議長あてに、いただいております。これは、議会改革のテーマであります市議会の政策立案機能の向上に、大変役立っていくものと、そのように、私は、受け止めております。今日の委員会は、第2回定例会に提出する基本条例についての審議のおこない方。また、基本条例の条文ごとに、解釈及び解説をまとめました逐条解説、これも、成文化してあります。さらには、条例第27条に定めました、災害時における市議会の対応。いわゆる加須市議会版BCP、市議会業務継続計画も、基本条例の施行とあわせて施行できる、そういう準備も整っております。本日は、第2回定例会に向けて、市議会基本条例の提出について協議する最終段階となります。本日、報告事項2件、協議事項5件について、ご協議いただくわけですが、皆さんの、委員各位のご協力を、よろしくお願い申し上げまして、あいさついたします。本日も、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員会に大変ご多忙のところ、福島議長にご出席いただいております。議長から、ごあいさつお願いいたします。



◎議長のあいさつ

○議長（福島正夫君） はい、改めまして、皆さん、おはようございます。議会改革特別委員会の皆さん方には、小坂委員長を中心に、第24回ということで、大変、長丁場の中、ご苦勞様でございます。おかげさまで、平成28年11月30日に、第1回この議会改革特別委員

会が開催されて以来、1 年半以上、本当にご苦勞様でした。今、小坂委員長さんの方からお話があったのですけれども、平成国際大学との協定を結び、早速、向こうからミニシンポジウムを開催したいという形で、案内が来たということで、本当に議会としての、議会力を高めるために、これからなっていくのかなとそんな感じを受けております。最後まで、皆様方には、ご苦勞様でございますが、よろしくお願い申し上げます。そして、もう 1 点、皆様方には、大変、吉報といたしますが、うれしいニュースが入ってきましたので、報告申し上げます。昨日、いろいろと、消防組合の方では、加須市内の議会としても、いろいろ喧々譁々、1 年以上も、いろいろともめてきた点もあったのですが、消防組合議会の管理者・副管理者会議が昨日ありまして、加須市の大橋市長が管理者に決定いたしました。こういう形になっていく、やはり、真面目に、真剣に、やっていたら、他の地域の地区の首長さんも、ちゃんと、そういうものを見ている。今、一番問題なのが、負担金の問題ですが、その辺は、おそらく他の推薦してくれた幸手市の渡辺市長、それから、杉戸町の古谷町長にしても、財政に明るい大橋市長ということで、私は、そういう形になってきたのかなと、そういう感じを受けます。そして、久喜市の新しくなった梅田市長にしましても、大橋市長、よろしくお願いしますと。こういうこと、昨日決定したということなので、これは、皆さんに、ご報告させていただきます。本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、最後の議会改革特別委員会、よろしくお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（小坂徳蔵君） たいへんありがとうございました。



◎開会の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、第 24 回の議会改革特別委員会を開会いたします。議事の進行は、配布してあります次第にそって進めます。本日の委員会は、議員各位の自由討議によって、協議を進めてまいります。委員各位のご協力をお願い申し上げます。それでは、報告事項から始めます。報告事項は、2 件あります。まず第 1、執行機関との事前協議について報告します。前回、報告しましたが、先週の 22 日に執行機関との間で、市議会基本条例を、第 2 回定例会に提出するに当たって、最後の事前協議を行いました。この内容については、小勝副委員長から、報告をお願いいたします。小勝副委員長、お願いします。

○副委員長（小勝裕真君） はい、それでは、執行部との事前協議につきまして、口頭で、報告をさせていただきます。着座で、させていただきます。回を重ねること第 6 回になりました。

て、最終的な事前協議を行ったのですけれども、参集者につきましては、執行部側は、高橋総合政策部部長、それから小野田財政課長、藤原総務部長、矢澤総務課長、江原環境安全部長、今井危機管理防災課長の下で、基本条例案の最終的な確認と、BCPのことについて、意見交換を行いました。基本条例は、この後、報告、協議もありますけれども、パブリックコメントを受けて、第8条のところが、市民参画が参加になっているということをご説明したということが、1点。これは、了解というかたちになりました。確認という意味で、高橋総合政策部部長から、第24条に、論点の明確化。執行部と議会の方で、いろいろな議論ができるという話がありますけれども、論議を深めるために議論する、委員長、議長の許可を得てというのがありますが、論議、議論というのは、使い分けがあるんですかと、こういうような確認があったんですけれども、特にはなくて、お互いに認識を深める。こういうことが必要なのでという話になりましたら、よくわかりましたと、こういう話でございました。それから、BCPにつきましては、震災と、風水害ということで、特に風水害のことについて、委員長の方からの説明があつて、その中では、議会側としても、いろいろな、今井危機管理防災課長から、かなり詳細に、この辺はどうでしょうかということで、出てきているんですけれども、それを踏まえながら、以前から、加須市には、大河が流れている。利根川と、渡良瀬川と荒川だと。委員長の方から、荒川について、歴史的な被害が、どのくらいあったのかどうか、分かったら調べてもらいたいという依頼をしたのが、一つ。それから、やはり、議会としても、今、BCP作っているんですけれども、実際にもし、大災害があつたときに、それが、しっかり機能しないといけないわけですから、図上訓練が必要じゃないかということで、執行部側は、今までどのような取り組みをしているか、確認をしましたら、平成29年度には、災害地区支援員と、自治会の方を対象に、訓練を行ったと。それから職員については、非常招集訓練をやっていますということなんで、議会側が行うに当たっては、是非、アドバイスをいただきたいというふうな依頼をしたというような、内容になっております。以上、掻い摘んで報告させていただきました。よろしくお願いします。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございました。今の報告の内容は、この後で、市議会版BCPだとか、そこで詳しく説明いたしますので、その時に、もしご意見あれば、お願いいたします。続いて報告事項の第2に移ります。これは、教育委員会の生涯学習部が所管する、市民学習カレッジ、市民とともに進める市議会改革に関する案件です。本件に関して、資料はありません。口頭の報告になります。戸田議事課長から、説明をいたさせます。

○議事課長（戸田 実君） はい、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） 戸田議事課長。

○議事課長（戸田 実君） 委員の皆様、改めまして、おはようございます。それでは、(2)の生涯学習情報かぞ「ライフステージ 市民学習カレッジ」につきましては、私、戸田の方から、口頭で報告をさせていただきます。恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。当カレッジにつきましては、7月12日木曜日、及び8月3日金曜日の、2回にわたって行われるところでございますけれども、前回、参加者数の報告といたしまして、計49名と、報告をしたところでございます。その後、1名参加者の追加がございまして、合計で50名となりました。男女の内訳といたしましては、男性が37名、女性が13名、合計50名となったところでございます。以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。それでは、今の報告2件について、何か発言、ありますか。

（「ありません。」という人あり。）

○委員長（小坂徳蔵君） では、先に進みます。それでは、協議事項の議題に移ります。

まず、第1、加須市議会基本条例案のパブリックコメントに対する市議会の見解についてであります。この案件については、前回の委員会で、了解をいただいております。その時に委員各位から意見がありました。それを基に、あらためて市議会の見解を整理したのが、お手元に配布してある資料の1です。本件に関しては、戸田議事課長から、説明をいただきます。

○議事課長（戸田 実君） はい、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） 戸田議事課長。

○議事課長（戸田 実君） はい、それでは、(1)加須市議会基本条例案のパブリックコメントに対する市議会の見解につきまして、A3の横の資料の1番、こちらの方で、説明をさせていただきます。前回の委員会におきまして、委員の皆さまから出されました意見等を踏まえまして、一部修正等をいたしましたので、順にご説明をしたいと思います。

まず、1ページ目になります。こちらにつきましては、内容の変更ではありませんけれども、左側の1番、13-1番、32番、これらについて、市議会の見解は、同一だろうということで、これを、3つを統合した形で、一つの市議会の見解というかたちで、お示しをしたところでございます。

続きまして、資料の4ページになります。4ページの項目で言いますと、下から2つ目、8番になります。ここにつきましては、信託についてはということで、これが、資料の6ページ、こちらの16番。下から数えて、3つ目の項目。こちらで、憲法の前文でもとあるんですけども、これに倣いまして、ここでは、資料の4ページ、8番の方については、二元代表制のことと、信託のこと、謳っておりますけれども、二元代表制については、ご意見として承っておきますと。信託については、6ページの16番に、あわせた形で、憲法の前文でも、国民の厳粛な信託という言葉ありますので、この前文を踏まえて、信託という言葉を使わせていただきます。というように、一部修正をさせていただきました。続きまして、5ページになります。こちらにつきましても、見解の修正ではないのですけれども、先ほどの1ページと同じく、上から3つの項目、10番、29番、30番、これらについては、市議会の見解は、同じだろう、同一だろうということで、この3つを統合した形で、市議会の見解というかたちで、統合させていただきました。続きまして、ページが9ページになります。9ページの下から2つ目の項目、39番であります。これの39番の見解の一番下の行になります。なお、請願、陳情等の提出先は、市議会議長に対して行います。その書式等について、市議会ホームページに掲載しています。市議会ホームページの前に、「かぞ市議会だより及び」を追加させていただきました。

続きまして、次のページ、10ページになります。一番上の項目の、41番、市議会モニターの関係を、見解として示しているのですけれども、前回の委員会の時、市議会モニターの公募受付期間を、ここに記載しても良いのではないのでしょうかというご意見もいただいたんですけれども、実際のところ、公募による委員さんがおりませんでしたことから、期間については、今回、表記は、いたしておりません。その分、なお書きの以降ですけれども、下から3行目、市議会モニター制度については、導入に向けて準備中です。ということで、今、各団体等の方に、モニターのお願いをしているところでございますけれども、導入に向けて、準備中であるというような表現とさせていただきました。続きまして、11ページになります。11ページにつきましては、一番上の44番の項目、上から2行目の、ちょうど真ん中辺、附属機関の附という字が、付けるという「付」になっておりましたので、3行目の頭と同じように、こぎと辺の「附」に、修正をしたところでございます。

続きまして、13ページになります。この13ページにつきましては、この前のページの12ページの49番と、13ページの50番、これを合体させて、一つの見解にということで、整理をしたかったんですけれども、それぞれ項目が長いもので、1ページにまとまりきりません

でしたので、13 ページにつきましては、市議会の見解のところに、前項（49 番）の見解と同じです。ということで、表記をさせていただきました。

続きまして、14 ページになります。14 ページにつきましては、まず上から 1 つ目、51 番とその下、52 番、この 2 つを統合いたしました。同じ市議会の見解だろうということで、ここを統合いたしました。それと、行政視察の上から 5 行目です。また、行政視察の成果レポートを市民に報告をというご指摘ですが、ここにつきましては、今後の課題とさせていただきます。というようなことで、表現を修正させていただきました。

続きまして、16 ページになります。16 ページの 65 番、66 番、これ共通する項目でして、字句の修正ですけれども、5 行目の、住みよいまちづくり。という「まち」が、市街地の街という字を使っておりましたけれども、一般的に、まちづくりという表現が、平仮名表記なのかというところで、ここについては、街という字を平仮名表記とさせていただきます。同じく、一番下の、住みよいまちづくりの街も、同じように平仮名表記にさせていただいたところがございます。最後になりますけれども、18 ページになります。18 ページは、一番上の 72 の項目で、これは、市議会の見解の下から 2 行目ですけれども、括弧で、意見交換会と書いてあるかと思うんですけれども、真ん中辺に、そのあとに括弧閉じが抜けておりましたので、括弧閉じを加えて、修正させていただいたところであります。以上、前回の委員さん等からの、いただいた意見等を踏まえまして、見解の方、一部修正等をさせていただいたところがございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。内容については、前回、皆さんから、意見を出された内容について、反映させております。それから、先ほど、戸田議事課長から、説明がありましたけれども、14 ページの関係です。14 ページの 51 番。上の段です。5 行目の、行政視察の成果レポートの関係ですが、前回、大内委員から発言がありまして、いろいろ検討しました。そうしましたら、会派によって、アンバランスがあるので、今後の検討課題とさせていただくという表現にしてありますので、その点、大内委員、ご了承ください。それでは、今の説明に対して、質疑及び発言、おありでしょうか。あれば、挙手を願います。

（「ありません。」「なし。」と言う人あり。）

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、ないようですので、これで、発言を終了します。市議会基本条例の、パブリックコメントに対する市議会の見解については、資料 1 の内容のとおり、

代表者会議をはじめ、議会運営委員会、および全員協議会に報告し、そのあとで、市議会ホームページに掲載し、市民に公表いたします。それから、今後は、市民の個人情報を保護する観点から、今後は、資料1の左端の番号があります。これは、通し番号とします。それから、提出者の欄は削除します。それで、公表することにしますので、ご了承願います。個人情報を保護する関係から、そのようにさせていただきます。以上です。

それでは、次は、第2、加須市議会基本条例議案の第2回定例会の提出等についてを、議題とします。市議会基本条例は、来月14日に開催する、第2回定例会に、議案として提出いたします。パブリックコメントを受けて、前回も報告しましたように、それから先ほど、小勝副委員長からも、説明がありましたように、条例で、市民参加、および市民との連携を定めた第8条の一部を修正しております。それが、資料2-1となっております。また、第2回定例会に提出する、加須市議会基本条例の議案書が、資料2-2のとおりです。提出に当たっては、市議会会議規則第14条第1項の規定によって、議員提案として、議案を提出いたします。さらに、市議会基本条例議案の、議会提出を当該議案の、審議順序を決めておかなくてもなりません。以上の3点に関しては、高橋議会事務局長から、説明をいただきます。

○事務局長（高橋敦男君） はい、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） 高橋議会事務局長。

○事務局長（高橋敦男君） はい、改めまして、皆さん、おはようございます。それでは、私、高橋から、4の（2）番、加須市議会基本条例議案の第2回定例会への提出等について説明をさせていただきます。恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

まず、資料2-1をご覧ください。まず、条例の内容について、申し上げます。条例につきましては、ご案内のとおり、前文と第1章から第7章まで、全33条と附則で構成されております。その点につきましては、これまで説明しましたとおりですので、割愛させていただきますけれども、先ほど、委員長からもお話がありましたように、以前お示しさせていただいたのが、平成29年12月8日ということなので、それ以降の変更点について、説明させていただきます。その後は、2点ございます。まず、1点目につきましては、資料2-1の4ページをお開きください。第8条第1項です。これまでの条文では、「議会は、市民参画の機会を保障するとともに、云々」となっておりましたけれども、資料1の先ほどご説明しました、パブリックコメントの意見の中で、参画というのは、計画の段階から加わることの意味であるから、参画ではなく参加の方が、よいのではないかという意見を受けまして、ご意見のとおり「市民参加」と修正をしているものでございます。2点目、なんですけれども資料2-1の

10 ページをお開きください。恐縮なんですけれども、一部修正をお願いしたいんですけれども、10 ページの附則の施行期日の、第 1 項なんですけれども、「この条例は、平成 年 月 日から、施行する」と書いてありますけれども、こちらを「公布の日から施行する」ということで、修正の方、お願いしたいと思います。これまで、施行期日については、空欄となっておりまして、この議会基本条例については、主に、市議会とか、市議会議員を対象としたものでありまして、特に、周知期間を設ける必要は無いのではないかということで、公布の日から施行するとしたものであります。なお、公布の日ということになると、いつから、公布されるかということに、なるんですけれども、条例が、議決された場合には、地方自治法の規定に基づいて、議長は、3 日以内にこれを市長に送付しなければならず、市長は、送付を受けた日から、20 日以内に、これを交付しなければならないというふうに、規定されております。これによりまして、仮に、6 月 29 日最終日で、議決いただいた場合には、7 月上旬から中旬までには、条例が施行されるということになります。続きまして、条例の制定に伴って、必要となる関係条例の改正について、ご説明をいたします。同じく、この 10 ページの附則 2 をご覧ください。資料の今、見ていただいている 10 ページの附則の第 2 項をご覧ください。加須市議会定例会条例なんですけれども、この条例につきましては、新たにこの議会基本条例の中に、同様の内容を規定していることから、廃止をするということになります。なお、議会定例会、基本条例以外の関連条例とか、場合によっては、規則、要綱、規程とかございますけれども、その改正につきましては、必要に応じて、今後、対応してまいりたいと存じております。次に条例の提出方法について申し上げます。資料の 2-2 をご覧ください。まず、議員提出議案ということで、先ほど、委員長から、お話があったわけなんですけれども、提出者についてです。加須市会議規則第 14 条の規定に基づき、方法が 2 つございまして、議員定数の 12 分の 1 以上の賛成者。本市においては、3 人以上の賛成者とともに、議員個人として、提出する方法。もう一つは、委員会として、提出する方法。両方ございます。議会基本条例につきましては、これまで、議会改革特別委員会で検討してきたところでありますけれども、委員長だけではなく、各委員が検討してきたということを明確にするために、委員長である、小坂徳蔵委員を提出者とし、議会改革特別委員会の副委員長の小勝委員と、委員である野中委員の他 7 名の委員の計 9 名を、賛成者として、提出者と、賛成者の、指名を明記して、委員個人で、提案するという方法により、議会に提出していくということで、作成しております。この資料 2-2 の、1 ページ目につきましては、提出者から、市議会の議長あての文書の案でございます。タイトルがありまして、その下に、提案理

由があるわけですが、提案理由について、ご覧のとおりなんですけれども、改めて、読ませていただきますと、「加須市議会の基本理念、議会の運営及び議員の活動原則、役割等の基本的事項を定めることにより、二元代表制の一翼として、議会が市長との健全な緊張関係を保持しながら立法機能及び監視機能を十分に発揮して、地方自治の本旨に基づく市民の信託に的確に応え、市民福祉の向上、住民自治の充実及び公正で民主的な市政の発展に寄与するため、地方自治法を踏まえた議会の最高規範として、加須市議会基本条例を制定したいので、この案を提出するものであります。」と、してあります。これは、条例の前文、第1条の条例の目的の内容を基に作成したものであります。続きまして、議案の内容についてなんですけれども、1ページ目から、12ページまでのとおりです。内容につきましては、資料の2-1と同様でありますので、割愛させていただきます。11ページをご覧いただきたいと思います。11ページは、条例の後に続く提案理由等についてなんですけれども、提出日については、第2回定例会の開会日である6月14日、提出者と、賛成者につきましては、先ほどご説明しましたとおりとなっております。以上が、条例の内容になります。続きまして、議案の提出までの、手続きについて申し上げます。まず、議案の案を、6月6日水曜日の代表者会議において、議会基本条例の議案を、議会運営委員会にお諮りしていただくことで、よろしいか、まずは、ご協議いただきたいと存じます。その後、議案を6月8日の議会運営委員会に諮りまして、条例議案を、議会に提出することで、決定いただければと、考えております。決定いただいた場合には、6月14日の第2回定例会の、初日に、議員提出議案として、上程することを、考えております。そういった段取りに考えております。以上、内容について、ご説明いたしました。ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございました。ただ今の、説明に関して、何か、ご意見あるでしょうか。あれば、挙手してください。

（「結構です。」「よしです。」と言う人あり。）

○委員長（小坂徳蔵君） わかりました。発言はないようですので、ただ今、加須市議会基本条例議案の第2回定例会の提出につきましては、内容については、今、高橋事務局長から、説明があったように、決定したいと思います。委員各位の、第2回定例会のご協力をよろしくお願いいたします。それでは、次の、第3、市議会基本条例の逐条解説を議題といたします。市議会基本条例は、先ほどから、説明がありましたように条例の趣旨と目的等を謳った前文。

それから、条文が、33 箇条、それに、附則で構成しております。この条文ごとに、解説と、解釈の内容等を示した、市議会基本条例の、逐条解説を成文化いたしました。それが、資料の3です。この、逐条解説の策定にあたっては、2つのことを踏まえて、策定しております。1つは、これまでに委員会で、議論した内容。2つ目は、パブリックコメントに対する市議会の見解をまとめましたけれども、この内容、見解を加味して、作っております。従って、この、逐条解説を読めば、基本条例の、解釈と、内容が、分かるようになっております。

逐条解説については、資料3であります。これに関しては、私の方から、説明をいたします。まず、3 ページ、ご覧ください。これは、前文です。解説を書いております。解説のところを、ちょっと読みます。加須市議会基本条例は、市議会の最高規範を定める条例であることから、制定の趣旨、目的、基本原則等を、強調するため、前文を置いています。前文は、地方自治制度の、二元代表制の下で、加須市民の代表機関であり、加須市の、唯一の議事決定機関である加須市議会が、その役割である監視機能を発揮し、市民と、連携・協働を推進して、市民福祉の増進をはかり、不断の議会改革を支えて、市民の信託に応えていく決意を表現し、市議会の運営と、議員活動の基本的事項を定めた、市議会の最高規範であることを謳っています。前半は、加須市の特性を表しています。加須市議会独自の条例であることを明記していると、中段は、日本国憲法に定められた、国民主権、地方自治の本旨に基づいて、市議会の果たす監視機能の発揮について、規定しています。そして、加須市議会の課題として、市民と連携・協働の推進。情報公開と、説明責任。地域の課題は把握。市民の多様な意見の把握。市民福祉を増進する政策立案、提言を示しています。さらに、後段で、市議会が、不断の議会改革を進め、市民の信託に応えていく市議会の決意を表し、市議会の最高規範として、加須市議会基本条例を制定する旨を、謳っています。用語解説として、地方自治の本旨。二元代表制。それから、参考法制を、ここに、記載しております。

次は、5 ページですが、ここは、目的を定めた第1条の関係です。解説は、何も書いてありません。前文において掲げた、加須市議会の決意を受けて、本条例の目的を明確にしたものです。本条例で、議会の基本理念、議会運営及び、議員活動の原則、市民との連携、市長との関係を明確化するとともに、議会の果たすべき役割を十分発揮して、市民の信託に的確に応え、「市民福祉の向上、住民自治の充実、及び公正で民主的な市政の発展に寄与すること」としたものです。この目的を全ての加須市議会の議員が共有し、共通の目的に向かって、活動していくことを宣言します。これは、目的の解説です。

次は、6 ページの解説です。6 ページは、第2条で定義を定めております。解説は、このよ

うにしてあります。第2条は、この条例で、よく使う用語について、その内容と、意味を説明している条文です。市議会の役割である監視機能、政策立案等、提言を市議会全体の政策資源と位置付け、市民のために発揮する、総合的な活動を議会力と定めています。また、地域の課題を把握し、解決を目指して、調査、政策を構想する能力と活動を議員力と定めています。このように解説しております。用語解説としては、市長、その他の執行機関とは、政策立案とは、ということで、それから、7 ページにかけて、参考法令、地方自治法等を、それから、地方自治法関係を、ここに記載してあります。用語解説、政策立案は、何もいじっておりません。

次は、8 ページです。第3条。これは、基本理念を定めた条文です。解説、第3条は、市議会が市民の代表機関として、果たすべき機能とその目標について、根本的な考え方を定めています。その内容は、市議会が、市民を代表する合議制の代表機関、意思決定機関として、市民の意見を市政に反映させ、議論を尽くして、市政の進展を目指すこと。そのため、議会改革を推進して、議会力と、議員力を高め、その機能を発揮し、加須市の特性を活かした地域づくり、住民自治と地域民主主義の向上を目指すことです。ということです。用語解説としては、合議制を定めております。合議制とは、住む人の合議によって、ことを決定する制度です。市議会は一定数の議員で、構成される、合議制の意思決定機関です。市議会は、議案をはじめ、物事を決定するとき、本会議や委員会などで、議論を尽くし、合議によって、ことを決定しています。これに対し、行政機関など、知事や市長などが一人で、決定することを独任制といいます。ということで、内容は、解説してあります。

次は、9 ページに移ります。これは、第4条で、定例会を定めおります。解説を、このようにしてあります。第4条は、加須市議会の定例会の回数を年4回と定めています。招集する時期は、3月、6月、9月、12月です。ただし、都合によって、時期を繰り上げ、繰り下げることができます。これは、加須市議会定例会規則。定例会の会期は、議会運営委員会を開き、協議の上、決定します。市議会は、定例会のほかに、特別な事情が発生し、その事件に限って審議するため、臨時に招集する臨時会があります。地方自治法は、臨時会の招集について、2つの方法を規定しています。①首長が「必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する」とき、これは第102条です。②議員による「会議に付議すべき事件を示し」臨時会招集の請求、および議長による臨時会招集の請求、これは第101条です。があります。臨時会は、あくまでも「必要がある場合において、その事件に限り」招集するものであり、条例では定めていません。これは、例の議会の見解、パブリックコメントの議会の見解

のことをまとめてあります。招集の後、改めて、用語解説を入れておきました。招集とは、市議会を開くため、議員に対して期日と場所を定め、集合することを要求することです¹。その権限は市長にあります。但し、議長および議員定数の4分の1以上の者が首長に対して臨時会の招集を請求し、一定期間の間に臨時会を招集しない時は、議長が招集します。こういう用語の解説がしてあります。それから、定例会条例等、参考法規として、ここに、下段に掲載してあるのは、何もいじってありません。

次は、10 ページです。これは、第5条です。議会運営の原則を定めた内容です。解説をこのようにしてあります。第5条は、議会運営の原則について定めています。市議会は市民の代表機関であり、加須市の団体意思を決定する唯一の議事機関であることを、常に自覚し、その運営は、公正性・透明性・信頼性を確保し市民本位の立場から、市長等の事務執行に対して監視機能を発揮し、市民の信託に備える責務を定めています。さらに、議会運営の原則について具体的に、①議会は、言論の附であり、議員相互間の討議を重視した議会運営、②市民に対して積極的に情報を公開し、説明責任を果たす責務、③市民参加の機会を拡充し、市民の多様な意見を把握して、政策立案機能の発揮、④議会は、議案などを所管する委員会に付託して、審査する、委員会中心主義を採っており、委員会機能の発揮と活動の活性化について、4 項にわたって努力義務を定めています。ということです。委員会条例は、そのあと、用語の解説をしてあります。それから、用語解説は、10 ページの方に掲載してあります。参考法令もそのままにしてあります。ちなみに、議事機関とはということで、ここに、11 ページに書いてあるんですが、掲載してありますが、条例の制定や予算など、地方公共団体の行政運営の基本的事項について審議し、決定する権限を持つ自治体の機関の事です。憲法は、地方公共団体に、議事機関として、議会の設置を定めています。これは、参考法令第3条。言論の附はということで、議会及び議員活動の基本は言論であり、議会の審議は、質疑、質問、討論など、すべて議員の言論によって、もの事が決定されます。このため、議会は、言論の附といわれています。附とは、もの事を中心的に行うところです。議会は、住民の代表機関であり、意思決定機関として、多様な民意を反映させる場であることから、議会における議員の発言は、十分に保障され、尊重される必要があります。これは、発言自由の原則といわれ、議会の重要な原則の一つです。もちろん、議員が自らの発言に責任を持つことは、当然のことです。ということに、用語解説をしてあります。取りあえず、前文と、第5条まで解説について、説明をいたしました。ここまで、何か、ご意見、質疑あれば、承ります。

○8番（大内清心君） すみません。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、大内委員。

○8番（大内清心君） 関係ないかもしれないのですが、9ページの解説のところ、①で、点があって、何々。点があって、何々。となっているのです。10ページは、①何々と続くのですが、この点の意味は何か、あるのでしょうか。

○委員長（小坂徳蔵君） これは、ありません。何にも、ありません。

○8番（大内清心君） そろえたほうがいいのかなと思って。

○委員長（小坂徳蔵君） 点したほうが、わかりやすいかなと思って、点をしてみたということで、だんだん忙しくなって、点を抜いたということで、それだけの話です。どちらのほうがいいですか？点があった方が良ければ、点を打ちますし、そうじゃなければ、点、取っちゃいます。

○8番（大内清心君） 点なくてもいいような気もするんですけども、皆さん。

○委員長（小坂徳蔵君） わかりました。

○8番（大内清心君） 皆さんの意見を聞いてもらって。

○委員長（小坂徳蔵君） 点、取りますか。

（「点、取り。」という人あり。）

○委員長（小坂徳蔵君） わかりました。点は取ります。事務局の方で、すみませんが皆さんに配るときはそうしてください。他に、ないですか。

○9番（森本寿子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、森本委員。

○9番（森本寿子君） 確認ですけれども。

○委員長（小坂徳蔵君） 何ページ。

○9番（森本寿子君） 9ページ。先ほど、条例案で、条例案の10ページで、附則のところ、議会定例会条例というものを廃止するというふうに、説明されたのですが、9ページの、参考例規ということで、下から、3行目なんですけれども、加須市議会定例会条例第6号規定によるというところがあるので、どうなんだろうと思ったんですけれども。

○委員長（小坂徳蔵君） この件について、今、私、説明いたしますけれども、招集の時期を定めますのは、市長の権限です。首長の、専任事項です。従ってこれは、定例会規則なので、ここに載せたのですが、確かに、おっしゃられるように、加須市議会定例会条例の規

定による、定例会だということになっておりますので、これは、語句の説明、修正が必要だと。要するに、加須市議会基本条例の第何条に基づくということにしないといけないのかなと思います。そこだけ、修正してください。

○事務局長（高橋敦男君） 委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、高橋局長。

○事務局長（高橋敦男君） こちらは、先ほど、ごもっとも、そういうふうに考えておりまして、私も、先ほど、関連条例の改正という中で、これ改正の一つと、考えております。規則については、先ほど委員長からも、お話がありましたように、加須市の議会の規則じゃなくて、加須市の規則です。懸案としても、市長の権限で、招集ということなので、市長部局の方に、これ、連絡しまして、調整を取りながら、市長の規則改正というかたちで、進めていただくことを考えております。

○委員長（小坂徳蔵君） 例規集を見ますと、加須市議会定例会規則は、議会のところに載っているんですけども、規則は。市の例規集を見ると、でも、規則の制定を決めるのは、市長なんです。だから、市長部局が、決めることだということなので、その点、森本委員、ご了承願います。他にありませんか。なければ、先に、進みます。

次は、12 ページの関係です。第 6 条、これは、議員活動の原則を定めております。第 6 条は、加須市議会議員として、市民に対して、その職務と、責務を果たしていくため、議員活動の原則について定めています。議会及び、議員に対する市民の信託に応えていくため、議員一人ひとりが、品位と高い倫理性を保持し、誠実・公正な職務の遂行を義務付けています。そのうえで、第 2 項は、議員に対し、市民の多様な意見の把握、自己の資質を高める不断の研鑽、市民全体の代表者としての自覚に基づく活動を、それぞれ義務づけています。さらに、議会は言論の附・合議制の機関であることから、議員間の自由討議によって議論を尽くすこと。議員は公務である議会活動を最優先で職務を遂行する、努力義務を課しています。ということでまとめました。参考法令は、品位、保持とはということで、地方自治法の第 132 条をここに、定めてあります。次は、第 7 条です。議会の透明性の確保について、定めております。ちょっと読みます。解説、第 7 条は、議会の透明性の確保を定めています。地方公共団体の議会は、住民の代表機関として、地方自治法は会議公開の原則を定めております。これは、法第 115 条です。本条は、法の趣旨に則り、本議会、市議会の本会議と委員会の会議を、広く市民に公開することを義務付けています。また、第 2 項で、議会運営の透明性を高め、市民に対する説明責任を果たすため、議会活動の情報を積極的に市民に提供すること

を義務付けています。市議会は、本会議と常任委員会の会議録を定例会ごとに作成し、市議会ホームページに掲載して公表しています。会議録は、市立図書館4館、本庁舎3階の行政資料コーナー及び4階の議会図書室に備え、市民の閲覧に供しています。さらに、市議会広報紙「かぞ市議会だより」を定例会ごとに発行し、審議した議案に対する質疑の内容・議決の結果と会派ごとの表決の態度を公表、一般質問の要旨などを掲載し、年4回、全世帯に配布しています。市議会ホームページには、政務活動費の収支報告書と領収書、議長交際費の使途を公表し、市議会の透明化に取り組んでいます。市議会の議決による政策決定が、市民の暮らしに影響を及ぼします。そこで、第3項は、議決責任の重大性を認識することを定め、議会が行った条例や予算など加須市の団体意思の決定、国等に対する意見書提出および決議を行った機関意思の決定について、市民に対する説明責任を果たす努力義務を定めております。ということでまとめてあります。14ページには参考法令として、地方自治法の議事の公開の原則について掲載してあります。

次は、15ページです。これは、第8条で、市民参加及び市民の連携を定めております。解説です。第8条は、市民参加及び市民との連携を定めています。市民の代表機関・議事機関である市議会が、市民と市議会との間の距離を縮め、市民と連携し、協働を推進する加須市議会の決意と意思を明記した条文です。市議会の運営に市民の声を反映させ、市民と連携を進めるため、市議会に市民参加の機会を義務付ける規定です。また市議会が、基本的政策などを策定するときは、策定の段階で、案を公表して、市民から意見を伺い、それを考慮したうえで政策の意思決定を行う、パブリックコメント（意見公募手続きの制度）の実施を義務付ける条文です。市議会基本条例の制定にあたって、市民の意見を伺うため市議会は、事前に条例案を公開してパブリックコメントを実施。これは、平成30年1月4日～2月5日です。実施し、意見を条例に反映させています。それから、用語解説にパブリックコメント。これは、正式には、意見公募手続きの制度といいます。行政機関が、政策を実施するため、法令や制度の改廃を行う際に、事前に案を公表して意見を募り、その意見を考慮した上で最終的に意思を決定する制度。平成17年、行政手続法の改正のより新設された手続きです。ということで、用語解説をしております。

次は、16ページです。第9条で、共生社会の推進を定めた条文です。解説、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら、共生する社会を実現する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。これは平成25年、法律第61号ですが、平成28年4月1日に施行されました。加須市議会は、同法の趣旨

に則り、バリアフリーに配慮し、手話の普及活用を目指し、共生社会の実現に努めることを規定しています。また、ユニバーサルデザイン、万人向け設計の理念に配慮し、市民に分かりやすい議会運営に努めることを定めています。ということで、用語解説として、バリアフリーとはということで、障がい者や高齢者が、生活していく上で障壁を取り除き、誰もが暮らしやすい社会環境を整備する考え方です。それから、ユニバーサルデザイン。これは、身体的状況や年齢、性別などを問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、生き生きと安全で豊かに暮らせるよう社会を改善していく、という考え方です。市民の代表機関である市議会は、ユニバーサルデザインの観点から、市民の目線に立った政策の推進、市民の多様な参加とそのニーズの反映が求められます。ユニバーサルデザインの考え方は、障害者基本計画。これは、平成14年に明記され、国土交通省が平成17年にユニバーサルデザイン政策大綱を策定しています。ということで、用語解説してあります。

それから、17ページ。これは、10条、広聴広報活動の充実です。第10条は、広聴広報活動の充実に関する条文です。市議会が、市民の代表機関・議事機関として、政策の適否を判断する前提となる、市民の多様な意見を的確に把握するには、市民の意見を伺う広聴が重要であるという考え方を、第2項で定め、広聴広報活動という用語にしています。情報イノベーション（技術革新）は、目まぐるしく進展しており、市議会は多様な広聴広報手段を活用し、市民の多様な意識の把握、情報の提供に努めることを規定しています。また市議会が、市民と連携・協働を推進するため、市議会の運営に市民の意見を反映させる制度の一つとして、「市議会モニター」の活用を第3項で定め、平成30年度から導入しています。用語解説ですが、情報イノベーションということで、イノベーションとは技術革新のこと。新技術の開発だけでなく、従来のモノ、仕組み、組織などを改革して新たな価値を創造し、社会に大きな変化を及ぼす広義の概念も含まれます。

それから、市議会モニター制度とはということで、市議会が市民と協働・連携することを目的に、市民に「市議会モニター」を委嘱し、その方から、市議会の運営、かぞ市議会だよりや市議会ホームページなどの内容について意見を伺って、市議会の運営に反映させる制度です。ということでまとめております。それでは、第6条から第10条まで説明しましたけれども、これまでに何かご意見ありますでしょうか。

（「はい。」と言う人あり。）

○委員長（小坂徳蔵君） なければ、よろしいでしょうか、先に進みます。18 ページになります。第 11 条、公聴会制度等の活用についての条文です。解説、第 11 条は、市議会の審議や調査に、公聴会制度の参考人制度の活用を定めている条文です。公聴会制度とは、本会議や委員会において、予算や重要な議案などを審議・調査する際に、広く利害関係者や学識経験者等の意見を聴き、参考にするため設けるものです。加須市議会は、平成 29 年 11 月 17 日、市議会基本条例の制定にあたり、議会改革特別委員会の主催による公聴会を開催し、公述人の市民と有識者から貴重な意見を伺って、条例づくりに生かしています。参考人制度は、市議会が行う審議や調査のため必要と認めたとき、委員会等に出席を求めて意見を述べる人が参考人です。この制度の活用を定めています。参考法令として地方自治法第 115 条に、公聴会及び参考人です。等をここに掲載をしてあります。

次は、19 ページです。第 12 条です。請願及び陳情における意見聴取です。第 12 条は、市民が市議会に提出する請願と、陳情について、市議会の取り扱いを定めている条文です。市民が、市議会に提出する請願は、憲法第 16 条に規定され、それに基づく請願法が制定されています。さらに地方自治法は、「議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない」第 124 条。と定めています。陳情書は、議員の紹介がありません。憲法に基づく請願及び陳情が市議会に提出されたとき、市議会は市民による政策提案として位置付け、審議することを定めています。請願・陳情は、委員会に付託して詳細に審査が行われます。委員会が審査を行うとき、請願の紹介議員、あるいは請願者及び陳情者が希望するときは、委員会はその者に参考人として出席を求め、請願・陳情の趣旨や目的などについて意見を聴し、説明を求める機会を設けることができる、と定めています。なお、請願・陳情の提出先は市議会議長です。その書式等については、市議会ホームページ及びかぞ市議会だよりに掲載しています。これは、先ほどのパブリックコメントの市議会の見解に基づいて、そのように定めております。用語解説としては、紹介議員とは、あるいは地方自治法の請願の提出方法を定めております。

次は、第 13 条です。市民との意見交換及び議会報告を定めております。解説です。第 13 条は、市議会が市民との連携・協働の推進、および市民の多様な意見を把握するため、市民と意見交換会の場を設けて、その意見を市議会の政策立案に反映させることを定めています。なお、意見交換の開催について、市議会は年度当初に計画をつくって取り組んでいきます。第 2 項は、市議会が、市民に対する情報提供と連携を推進するため、議会報告会の開催に努

めることを規定しています。ということです。

それから、24 ページです。第 14 条です。これは、政策討論の実施を定めております。解説です。市民の代表機関であり、加須市の団体意思を決める唯一の議事機関である市議会は、市民の多様な意見の把握に努め、市民福祉を増進させるため、政策立案機能の発揮が求められていることを、条例の前文で謳い、議会運営の原則を定めた第 5 条で強調しています。議会及び議員活動の基本は言論であり、議会の審議等は全て議員の言論、即ち議論によって物事を決定しています。従って、市民の代表機関である市議会は、市民の多様な意見を反映させる場であることから、発言自由の原則に基づいて、議員の発言は十分に保障し、尊重しなければなりません。このことが、議会運営の原則を定めている第 5 条第 2 項で定めている、「議会は言論の附である」といわれるゆえんです。そこから、第 14 条は、議員の政策立案機能を発揮するため、議員相互の自由討議と議論を尽くす重要性を定めています。その上で議員は、政策討論によって政策形成に努め、議会力及び議員力を発揮し、その政策を市議会が市民のために条例制定に実らせることを、第 2 項で定めています。その際、予算を伴う条例は、地方自治法、参考法令を参照。地方自治法に基づき、予算上の措置について考慮することを規定しています。これは、下の方に、参考法令として、予算を伴う条例、規則等についての制限ということで、第 222 条を掲載してあります。

それから、22 ページです。第 15 条は、議員研修の充実強化を定めております。市議会は、市民の信託に応えるため、議員活動の原則の中に、「自己の資質を高めるため、不断の研鑽」これは、第 6 条第 2 項を義務付けています。さらに、政策立案機能を高める必要性について、前文はじめ、議会運営の原則を定めた第 5 条第 2 項及び前条などで、繰り返し強調しています。これを踏まえて、第 15 条は、議員の政策立案機能と政策提言能力を高めるため、議員研修を重視すること、その充実強化を規定しています。◇市議会は平成 29 年度に、地元大学の教授を講師に招き、市民と連携する市民公開研修講座、◇市民が参加した市議会改革の助言に関するミニ講演会、◇常備消防の、災害対策などを実施しています。ということです。

それでは、11 条から 15 条まで説明いたしました。この間でご意見あれば、挙手願います。

(「なし。」と言う人あり。)

○委員長（小坂徳蔵君） なければ、次に進みます。次は、23 ページの第 16 条。大学との連携、専門的知見の活用を定めております。解説。第 16 条は、市議会が政策立案機能などを

高めるため、大学との連携、専門的知見の活用について定めた条文です。条例のなかで、政策立案機能はキーワードの一つになっています。議会は、政策立案機能の充実、議案の審査、専門的事項の調査などに、大学と連携し、専門的な知識・経験を持っている人の活用を図っていきます。市議会は平成30年5月1日、平成国際大学との間で、「加須市議会と平成国際大学との連携協力に関する協定」を締結しています。連携・協力する内容は、①加須市議会の政策能力の向上、②平成国際大学の教育研究の充実、③広聴・広報の向上、④目的を達成するために必要な事項。以上の4項目です。ということで、下の方に地方自治法の第100条の2これに該当する条文を掲載しております。

次は、24 ページです。これは、附属機関の設置を定めております。解説です。第17条は、議会活動について審査や調査の必要があるとき、市議会が附属機関を設置できることを定めています。市民の代表機関である市議会は、市民の多様な意見を把握し、政策立案能力を向上させて、代表機関での機能を積極的に果たすことが、強く求められています。そこで、市議会は、前条の大学との連携、専門的知見の活用とともに、高度な専門的な審査と調査研究を行い、監視機能の発揮と政策立案及び、政策提案を積極的に行えるようにするため、本条において学識経験者等で構成する附属機関の設置ができるように規定しています。市議会に附属機関という内部組織を設けることは、市議会の自立権に基づくものです。地方分権改革の下で、議会機能を強化する議会改革が広がるなかで、議会基本条例に附属機関の設置を盛り込む議会が増えています。ということでまとめてあります。参考法令として、地方自治法の第100条、及び第138条の4をここで定めています。

次は、25 ページです。会派の役割を定めています。第18条は、市議会の会派について規定する条文です。合議制の市議会では、議員は政策を中心として会派を結成し、議会活動を行っております。勿論、会派に所属しないで、無所属で活動することも議員の自由です。会派の、政策立案等について、調査研究を第2項で定め、政策形成や議会活動について相互に協議を行って、会派間の意見調整と円滑・効率的な議会運営を第3項で義務付けています。なお、委員会等での、決定事項が会派事情で変更されたり、会派内への周知徹底が行われず、審議が進まないことがないように、会派の役割として、第4項と、第5項に明記してあります。後段の方は、アンダーラインを引きますけれど、何も変えてありません。

それから、26 ページ。これは、第19条の政務活動費について定めてあります。第19条は、議員の政策立案等に活用する政務活動費について、有効活動と透明性の確保、市民に対する説明責任などについて規定する条文です。政務活動費は、地方自治法第100条第14項に基づ

き、「議員の政策立案能力の向上及び調査研究その他の活動並びに議会の活性化に資するために必要な経費の一部として」加須市議会政務活動費の交付に関する条例第1条、会派に交付しています。加須市議会は、政務活動費を会派に対し、議員1人あたり月額1万2千円を交付しています。会派は、政務活動費の使途について、領収書を添付して収支報告書を議長に提出して、残金は市に返還することを、それぞれ義務付けています。第2項は政務活動費について、「使途の透明性を確保し、市民に対して説明責任を果たすため、収支報告書及び領収書を公表する」と定めています。市議会は、これを前倒しで実施し、平成29年6月に、政務活動費平成28年度分の収支報告書と領収書を市議会ホームページに掲載し、市民に公表しています。用語解説としては、「政務活動費とは」ということで、掲載してあります。それから、27ページにも政務活動費の交付に関する条例を定めております。

それから28ページです。28ページは、議会事務局の機能強化について定めております。解説です。第20条は、市民の代表機関である市議会・議員が、加須市の団体意思を決定する議事機関として、その職責と役割、機能が十分に発揮できるように、議会事務局の機能強化を定めている条文です。議会事務局の職員について同条第1項は、「市民の信託に応える議員とともに、その職責を全うする」と明記し、その職責を明確にしています。その上で、第3項は、事務局職員の職務について、①議会運営を補佐する、②議会と市長との調整、③議員と市民との連絡調整を図る、④議会の政策形成機能と監視機能の支援。4項目を明記しています。市議会の中で、議員とともに重要な役割を果たす議会事務局について第2項は、議会・議員の政策形成と立案機能を補助するため、調査及び法務の機能強化を図るよう努力義務を規定しています。参考法令として、地方自治法の、事務局に関連する規定が、第138条ですが、それを掲載してあります。それが、29ページにわたって、掲載してあります。それでは、今の16ページから、今の20ページまで、何かご意見があれば。

○3番（新井好一君） はい、意見というか。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、新井委員。

○3番（新井好一君） 今の最後の、議会事務局の機能強化というところで、基本的にはこのとおりですけども、ただ、人事という問題で考えた場合に、基本的には二元代表制ということで、議長の人事の職員の配置ということにあたるわけですね。そういう意味では、全国的に見た場合に、直接、議会の議長が議会事務局の人事をお願いするようなことってというのは、あるのか、ないのかわからないけれども、そういうことも、理論上は可能なわけですね。ですから、どのように書くかどうかは別にしても、人事権というのは、今は、市長の出

向という形でもって、議会事務局に派遣されているわけでありますけれども、そのことは、最終的には、人事権が独立しているかっていうのは、二元代表制の将来のことを考えると、非常に重要な項目になるのかなという感じはするのです。ですから、これは、ここに、書く、書かないは別にしても、そういう問題があるということについては、お互いに、理解しておくことが必要なかなというふうに思うのですけれども。

○委員長（小坂徳蔵君） おっしゃるとおりだと思います。それは実際の議会改革の全国市議会議長会の研究レポートを見ても、おっしゃるような感じになっております。これは、大きな全国的な課題だということが言えるのかなと思います。ただし、この第20条については、務めるものとするとありますように、参考にありますように第20条の2項と3項については、努力規定に務めるものとするということにしてあります。よろしいですか。

○3番（新井好一君） いいですよ。そういう問題があるということだけ、頭の中に入れておいてもらえば。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、わかりました。次に進みます。次は、30ページご覧ください。これは、第21条で、議会図書室の充実を定めております。解説です。第21条は、議会図書室について規定しています。地方議会は、「議員の調査研究に資するため」図書室を設置し、「官報、公報及び刊行物を保管」することが義務付けられています。これは、地方自治法第100条第19項です。本条は、議員の調査研究と政策立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実と有効活用を定めています。また、市立図書館のレファレンスサービスの活用も規定しています。この内容については、パブリックコメントの議会の見解を踏まえた内容にしております。用語解説として、レファレンスサービスとはということで、ここに下に掲載しておきました。図書館利用者が、学習、研究、調査などを行うとき、図書館員が、求められている情報や資料などを提供して援助することです。簡単に言えば、「調べ物のお手伝い」ということです。根拠法令は、地方自治法の第100条に載っておりますので、それを、参考法令として掲載してあります。

次は、31ページをご覧ください。これは、第22条で、政治倫理を定めております。解説です。第22条は、議員の政治倫理について規定しています。議員は、市民の厳粛な信託を受けている、市民全体の代表者として、「常に良心と高い倫理性をもって職務に精励する」ことを義務付けています。議員が、遵守すべき政治倫理基準及び遵守事項は、第2項で「加須市議会議員政治倫理条例」平成23年加須市条令第8号によると定めています。参考法令ということで、地方自治法と、加須市議会議員政治倫理条例を参考法令として定めております。

次は、33 ページをご覧ください。第 23 条で、議決事件を定めております。解説は、このようにしました。第 23 条は、市議会が加須市の団体意思を決定する議事機関として、議決すべき事件の拡大を規定しています。市民の代表機関であり、加須市の団体意思を決定する議事機関の市議会は、地方自治法によって、議決の対象となる事件について、条例の制定改廃、予算を定める、決算の認定、一定規模以上の契約を締結するなど、15 項目が列挙されています。これは、地方自治法第 96 条第 1 項です。しかし、地方公共団体の団体意思を決定する地方議会の権限を拡大するため、地方自治法によって、条例により議会で議決する事件を定めると、議決の対象を広げることができます。これは、自治法第 96 条第 2 項です。そこで市議会は、市民に大きな影響をおよぼす案件について、①加須市総合振興計画基本構想の策定及び改定に関する事、②都市宣言の制定、変更及び廃止に関する事、③大規模災害からの復興に関する法律。平成 25 年、法律第 55 条に規定する災害復興計画の策定、改訂及び廃止に関する事。以上の 3 件を、新たに市議会の議決事件とすることを本条で定めています。用語解説として、災害復興計画とは、ということで掲載してあります。また、34 ページには、地方自治法第 96 条の議決事件についての条文を掲載してあります。35 ページにわたって掲載してあります。

次は、36 ページに移ります。第 24 条、これは、質問等の論点の明確化ということです。解説は、次のようにまとめました。これは、前もって言うておきますが、前回の委員会で、野中委員から発言がありましたので、そのことも踏まえて、まとめてあります。解説します。第 24 条は、市議会で議員が質問・質疑をするとき、論点を明確にして行うことを決定しています。議員が、本会議や委員会で質問や質疑を行うとき、質問と答弁を交互に行って論点を明確にする「一問一答方式」で行うことを、第 1 項で推奨しています。本会議や委員会で、議員の質問や質疑に対して市長等が答弁を行います。その際、議員の論点が不明確なことはあり得ることです。すると、答弁も不明確になります。市議会の役割と機能は、議員が本会議や委員会において、一問一答方式によって論点を明確にして質問や質疑を行って、政策提案機能と監視機能を発揮しながら議論を深め、住みよい加須市をつくることです。そこで本条は、「質問等の論点の明確化」を定め、第 2 項で質問等の「趣旨及び論点を明確に」して、議論をより深めることを定めています。なお、市長等による議員に対する議論、趣旨および論点の明確化は、必ず「議長又は委員長の許可を得て」行うことを義務付けています。議員が質問等を行うとき、論点の明確化によって、議会及び議員の政策提案機能と監視機能がより一層発揮され、そのことが住みよいまちづくりにつながります。ということで、加須市の

一般質問の場合には、60 分以内ということなどを、定めております。あとは、前回までに、皆さんに、参考資料として、配布していた逐条解説のイメージが、あったんですが、余計なものは全て削除してあります。誤解を生むようなことは、全て削除してあります。

それから、次は 37 ページです。これは、第 25 条で、議会審議における論点情報の形成です。解説です。第 25 条は、市議会の監視機能を発揮するため、議会審議における論点情報の形式を定めています。市議会が予算や決算を審議するときは、地方自治法に基づいて、議会に提出されている書類等、参考法令を参照の活用を第 1 項で義務づけています。市議会に対し、新規の施策や計画が提出されたとき、第 2 項で審議にあたって論点情報の形成、議決責任を担保するため、市長等に必要な政策説明資料の提出を求めることができます。と定めております。参考法令を、第 211 条、地方自治法ですが、第 233 条を定めております。これまで第 21 条から第 25 条にわたって、何か意見があればお願いします。それから、先ほどの第 24 条の関係ですが、これについては、先ほど協議していただきましたパブリックコメントの市議会の見解、そのことを踏まえて、掲載してあります。相当すっきりしたと思います。よろしいですか。時間の都合もありますので、先にいきます。

次は、38 ページです。第 26 条、これは、文書質問です。解説を次のようにしてあります。第 26 条は、委員会と議員の一般質問について、市民の信託に応えるため、市長等に対して文書質問ができることを規定しています。議会運営の原則を定めた第 5 条で、委員会活動の活性化、これは、第 5 項ですが、定めています。この規定に基づいて本条は、委員会は議会の閉会中に、市長等に対し、文書による質問を行い、文書回答を求めることができることを定めています。これ第 1 項です。なお、文書回答の期間は、議会と市長との協議によって、質問を行ってから概ね 2 週間以内としています。また、議員が一般質問を通告後、事故によって本会議に出席できないとき、議員の職責を果たすため、文書による回答を求めることができることを、第 2 項で規定しています。文書回答の要件は、議員が一般質問の通告後に、市長等による質問要旨の確認が終了した後で、本会議に出席できない事故があったときです。文書回答とは、市長等が、予定している答弁内容を記載した文書のことです。本会議に出席できない事故とは、①議員本人の急病等による緊急入院、②議員と 2 親等以内の親族の葬儀のことです。委員会と議員に対する文書回答は、議員の共通認識を図り、市民に開かれた議会の立場から、全議員に通知し、市民への公表を第 3 項で定めています。ということにしてあります。これは、これまでいろいろここで協議したことをまとめてあります。

次は、39 ページです。第 27 条。これは、災害時における議会の対応です。解説です。地

震や、水害など大規模災害が発生したとき、加須市の唯一の団体意思決定機関であり、市民の代表機関である加須市議会が、その機能と役割を維持し、市民に対してその職責を果たすことを、本条で定めています。市議会は、加須市議会基本条例制定と同時に、大規模災害の発生時に市議会がその機能と役割を果たす「加須市議会業務継続計画、市議会版BCP」を、本条に基づいて策定しています。この計画は、震災対策編と風水害対策編の2つに分かれています。加須市に大規模災害が発生し、市が災害警戒本部又は、災害対策本部を設置したとき、市議会はこれに対応し、直ちに正副議長及び会派の代表者で構成する「市議会災害対策会議」を設置し、市の災害対策本部等と連携・協力し、災害対策に取り組むことを規定しています。改めて、用語解説として、加須市議会業務継続計画とはということで、用語解説しております。後で、これは、ご覧になっておいてください。

次は、40 ページです。これは、第 28 条です。議会予算の確保です。これは、解説は、次のようにまとめました。第 28 条は、議事機関の議会がその機能を充実させるため、必要な予算の確保に努めることを規定します。これは、これだけです。

次は、41 ページです。第 29 条、議員定数についてまとめてあります。次のように解説してあります。議員定数は、加須市議会議員定数条例、平成 22 年加須市条例第 5 号で、28 人と定めています。市民の代表機関である市議会の議員定数は、①市民の多様な意見を市政に反映させる、②市議会の本来的機能である監視機能と政策形成機能を確保する、③市民と連携・協働推進する議会改革を推進する。議事機関としての役割を総合的に発揮する議会力の向上を判断基準として、定めることを第 2 項で定めています。第 3 項は、委員会又は議員が、議員定数を改正する議案を提出するときは、前項で定める判断基準を踏まえ、明確な改正理由を付すよう義務付けています。その際、市民の意見を聴くため第 11 条に基づき、公聴会制度と参考人制度の十分な活用を、第 4 項で定めています。ということで、参考法令としましては、地方自治法の第 91 条、あるいは第 109 条をここに掲載をしてあります。

次は、第 30 条です。48 ページです。議員報酬についての解説です。議員の報酬については、地方自治法は条例で定めることを義務付けています。第 203 条第 4 項です。加須市は、「加須市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」によって報酬額などを具体的に定めています。なお、現行の議員報酬は、平成 8 年の加須市特別職報酬等審議会の答申を受けて定められています。下の方に用語解説として、加須市特別職報酬等審議会についてまとめています。この審議会は、議員報酬をはじめ市長、副市長、教育長の給与について、その額を審議するときに設置されます。特別職等報酬等審議会条例は、市長の諮問を受けて報酬

や給与の額を審議し、その意見を聴いて市長が条例を市議会に提出することを定めています。委員は市内の公共的団体等の代表者など10人で、その都度、市長が任命します。参考法令として、地方自治法の第203条を掲載してあります。

それから、49 ページです。第31条です。これは、一般選挙後の条例研修を定めております。解説。加須市議会は市民の代表機関であり、加須市の団体意思を決定する唯一の議事機関として、市民に対して極めて重い責任を有しています。その運営は、公正性・透明性・信頼性を基本に据えて、市民本位の立場で市長等の事務執行に対して監視機能を発揮し、市民の厳粛なる信託に応える責務があります。その上で議会の運営は、①言論の附として自由討議による議論の展開、②情報公開と市民に対する説明責任、③市民参加と多様な意見を把握した政策立案機能の向上などを原則に、市民のために政策実現に向け、総合的に活動する議会力の発揮が強く求められています。これは、第5条です。さらに、議員活動の原則を定めた第6条は、議員一人ひとりに対し、「品位と高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行する」、「自己の資質を高める不断の研鑽」、「議会活動を最優先し、その職務の遂行」を義務付けています。本条例の制定趣旨、目的、基本原則を謳った前文は、加須市議会が「全力で市民の信託に応えていくことを決意し」、「地方自治法を踏まえた議会の最高規範として、この条例を制定する」と宣言しています。そこで本条は、市議会の最高規範である加須市議会基本条例について、一般選挙後の改選時に、速やかに全議員を対象に研修を実施し、その内容を共有して議会の運営及び議員活動にあたることを義務付けています。ということに、まとめてあります。

次は、50 ページです。第32条は、条例評価と見直し手続きを定めております。解説です。市議会は市民の代表機関として、その信託に応えるため、市民との連携・協働を推進する議会改革を継続的にすすめていきます。そこで、条例の内容に係わる事業評価を、隔年で実施することを第1項で定めています。事業評価は、各条の内容について、目的にそった実施状況を具体的に検証します。なお、事業評価の結果については、市民に公表します。また、第2項は、一般選挙後の任期ごとに、本条例に関する事業評価の結果等を検証し、さらに法令の改正等をふまえ、条例の改正などの措置を規定しています。これは、パブリックコメントの、市議会の見解をもとにして、ここに掲載してあります。

それから、51 ページをご覧ください。これは、第33条で最高規範性を定めています。解説です。市議会は、市民と議会との間の距離を縮め、市民と連携・協働を推進する議会改革の基軸として、加須市議会の最高規範として本条例を制定しました。最高規範とは、憲法が

法律のなかで最高法規であるように、加須市議会の条例・規則等の制定、及びその運用と解釈は、全て加須市議会基本条例の趣旨に沿ったものにしなければならない、ということを第1項で定めています。そして第2項は、議会の運営と議員の活動について、市議会の最高規範である本条例の趣旨を尊重して行うことを、義務付けています。ということで、まとめてあります。

それから、52 ページです。これは附則です。附則の1項は、本条例の施行期日を定めています。これは、期日の関係になっておりますが、先ほどご了解いただきましたように、交付をしてからということになっています。2項は、市議会の定例会については最高規範である本条例の第4条で規定しているため、加須市議会定例会条例を廃止する措置を講じたものです。ということにしてあります。大変、長々と説明して、すみませんでした。第26条から、最後まで、何か意見がありましたら、発言を願います。はい、大内委員。

○8番（大内清心君） はい、39 ページですけれども、第27条の災害時における議会の対応というところで、解説の地震や水害というところですが、用語解説のところにも地震や水害などの大規模災害があるとあるんですけれど、台風や竜巻とか起こりうるので、風水害といった方がいいのかなって思ったんですが。

○委員長（小坂徳蔵君） 今、大内委員のご指摘とおりなので、39 ページの解説のところで、6行目、ご覧ください。この計画は、震災対策編と風水害対策編の2つに分かれています。この風水害対策編というのは、台風は風も吹きますし、それと当然、豪雨にもなりますので、そこも含めているということで、風のことでですから、竜巻もこの中に入ってくるということで、解釈はしているのですけれども。

○8番（大内清心君） 解説の最初の水害としているので、風水害としないのは、なぜかなと。

○委員長（小坂徳蔵君） どこですか。

○8番（大内清心君） 解説の一番最初、地震や水害など。

○5番（小勝裕真君） 解説の最初の行です。

○8番（大内清心君） 一行目の地震や水害。

○委員長（小坂徳蔵君） 用語解説ですね。

○8番（大内清心君） 用語解説です。用語解説と普通の解説の両方なんですけれども。

○委員長（小坂徳蔵君） なるほど、わかりました、解説の一番最初の部分ですね。それが、要するに水害となっているということですね。解説もそうなっているということですね。わかりました。風水害ということで、付け足します。

○8番（大内清心君） 確認なんですけれども。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、大内委員。

○8番（大内清心君） はい、46 ページの議員定数のことなんですけれども、議員定数を改正する議案を提出するときは、云々ってありまして、公聴会制度と参考人制度の十分な活用ということなんですけれども、もし今回、議員定数の改正する議案がでてきた場合には、こういった参考人制度とかを活用しなければならないということなんでしょうか。

○委員長（小坂徳蔵君） そういうことになろうかと。それについては、委員会で、何回かお話しているんですけれども、これが制定してそのあとで、皆さんに協議いただくということで考えております。

○3番（新井好一君） いいですか。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、新井委員。

○3番（新井好一君） 今の意見は、もちろん、こういう趣旨を入れていくという、丁寧に丁寧にやっていけば、当然そういうことでしょうけれども、最終的には、議決ということになれば、議会の議決があるので、過程はどの様にするかは、議員の議論の中で最終的には、もちろんこれを、尊重していくということにはなろうかと思うんですけれども、そういうことは、どうなのかなと。お互いの議論のなかで決めるということは、ありうるということ。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に、意見ありますでしょうか。なければ、委員の発言は、これで終わります。それでは、委員会外議員の発言に移ります。今、議題としている市議会基本条例の逐条解説について、何か意見があれば、発言を認めます。傍聴している議員の方で、発言を希望される議員は、おられるでしょうか。

○18番（中條恵子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、中條議員。

○18番（中條恵子君） はい。皆さん、お疲れ様でございます。今の議論がありました 46 ページの定数につきましては、今回、パブリックコメントを求めたことによって、そこにも定数の事は、たくさん意見が出ておりましたので、それをこの公聴会制度とか、参考人制度とかいうふうな意見として、受け止めることも出来るのではないかなと、私は思いました。それから、もう1点ですけれども、非常にたくさん審議していただいているんですけれども、先ほど、条例制定の準備というか、代表者会議に意見を求めて、議会運営委員会で審議していただいている、順序があつたんですけれども、全議員には、上程することが決まっからしか全員協議会とかありませんから、説明する場がないかと思うんですね。ですので、そ

の前に資料というのが、全議員の手元にいくのかということを確認したいのですね。もちろん、会派等でしっかりと会派の役目、書いてありましたけれども、説明していくことは、十分、可能かと思うんですけれども、やはり、ここに参加されている、または、委員長から、ご説明を受けるということに、そこまでと同じような説明が、果たして、会派でできるのかといったら、また、違うレベルにもなっていくのかなとも思いますので、そこを確認させてください。

○委員長（小坂徳蔵君） 今のご意見なんですが、一応、先ほどずっと説明してきましたように、逐条解説については、次の、代表者会議並びに、議会運営委員会で、議会に上程するということになっていくわけですが、そうなった段階で、議案説明会と同時に全員協議会が開かれます。その時に配布をして説明したいと、そのように思っております。その前ということなんですが、前から、特別委員会については申し上げているように、傍聴に来られた方には、全て、全部の資料は、配布してあります。その資料は、議会事務局に申せば、配布するというので、最初から行ってきました。それから、この特別委員会で、何をやってきたかということについては、その都度、特別委員会通信を発行しております。これは、議員だけでなく全市民に、直ちに公表しております。ですから、必要と思われる方は、議会事務局に申し出ていただければ、それを配布するというので、これは、24回、全部、その方式でやっていますので。先ほど、見解をまとめましたけれども、その見解も含めて、次の全員協議会で説明をして、それで公表へとやっていきたいと。ですから、今の資料の逐条解説の関係ですが、これについては、委員会を傍聴した方については全て、お渡ししていると。それから、この委員会を立ち上げた時に、必要な人には、議会事務局に申し出ていただければ、全て配布するというようになっておりますので、それは、最初から、一貫した方針でありますので、ご了承ください。説明については、次の全員協議会で、私の方から説明します。以上です。はい、どうぞ。

○18番（中條恵子君） おっしゃるとおりで、今までご尽力いただいたことは、非常によくわかっているんですけれども、もう最終段階のところなんですね。上程するということが決まってから、説明するという、その前後の差というのが、非常に重要なところではないかなと、議員全員が賛成することを目指してやっておられることは、間違えないかなと、私、思っていますし、うちの会派につきましては、極力、傍聴の方に参加させていただいて、同じレベルで、お話を聞けるようにしておりますけれども、いろいろな、議員の皆さんの都合があられると思いますので、上程するということが決まる前に、是非、お手元の方に、上程

する基本条例の条文と逐条解説を、強制的に届けていただいた方が、この委員会としても、誠意というか、その辺が、感じていただけるのではないかなというふうに思いましたので、意見述べさせていただきました。

○委員長（小坂徳蔵君） 誤解ないように申し上げておきますが、議会基本条例については、その都度説明しております。ですから、内容についてその都度説明した通りのことです。そのことを解説を文書としてまとめてあるということです。何か、違った解釈をしているということは、一切ありません。この間、全議員に説明してきて、その間、実際に議会で議会改革に取り組んできたことについては、例えば、研修の問題だとか、載せてありますけれども、経過として載せただけであって、別に、解釈や解説を一切変えたことはありません。ですから、どうしてもというのでしたら、別に、なにも、私、拒む理由はないんですけれども、それが欲しいということで全議員の方から、そういう話があれば、それは、議長を通して、配布していくということは、別にやぶさかではありません。ただ、今は、中條議員の委員会外議員としての発言ですので、そういうことで、今、申し上げたということです。何か、委員の方で、何か、発言があれば、お願いします。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。

○3番（新井好一君） はい。今、中條議員が言われた意見というのは、たいへん重要なというふうに、ここ最後の場面ということになるわけですから、この委員会として、本日の資料については、全議員に配布するということを私は、確認してもいいのかなと、このように思うんで、他の委員の皆さんの意見を聞いて、委員長の計らいで決めればいいのかというように思うのですが。

○委員長（小坂徳蔵君） ただ、いいですか。これ、全議員に、事前に配布するということは、全員協議会の時にまた同じものを配布するということはしませんので、それでよろしいのか。

○3番（新井好一君） それは、当然。

○委員長（小坂徳蔵君） 当たり前の話。それで、よろしいのかということです。

○3番（新井好一君） いいのではないですか。

○委員長（小坂徳蔵君） よければその時に持ってきていないものは、持ってきていないものとして、説明していきますけれども、そのことが大前提だということです。そのことを踏まえて、発言願います。はい、竹内委員。

○2番（竹内政雄君） 私は、それでいいと思います。事前にこれだけの条文。ある程度時間をかけて、各議員が、全員協議会の説明の前に、それぞれ、勉強していただくというのは、

重要なことかと思っています。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に。柿沼委員。

○４番（柿沼秀雄君） 説明は、全員協議会の時に、委員会として、委員長が代表として、説明を受けるということで、事前に議員各位に配布すると、そういうことなのですか。

○委員長（小坂徳蔵君） そうです。

○４番（柿沼秀雄君） その意見で皆さんが、それでよければ、そうしたほうが。事前に基本条例案を、各議員が熟読してもらって、それで委員長から説明を受けると、それでよろしいですか。

○委員長（小坂徳蔵君） わかりました。他に。

○副委員長（小勝裕真君） よろしいですか。

○委員長（小坂徳蔵君） 小勝委員。

○副委員長（小勝裕真君） はい、確認というか、原則論の事ですけれども、議会基本条例については、全員で協議するのか、特別委員会を設置して行うのかという意味では、特別委員会で協議していこうということになっています。今、中條議員が、最終に来ているから、この逐条解説も含めて、早く目にしたいという意見だと思います。公明党は、ほとんど毎回、出られているから、あるいは、共産党もそうですよね。そうすると、私たちの会派と、創政会の方が、十分、会派の人間に、説明しているかということが出てくるのかどうかということが、でてくるのかなと思うんですけれども、それを、中條議員が心配をされて、言ってくれたのかもしれませんが、おおかたの話が、早めに配って全員協議会で説明を受けた時には、その議員が、認識をもってそこに出るということを、そこを確認しないと、そのことをよく。

○委員長（小坂徳蔵君） ですから、全員協議会の時、その時には同じ資料は、これだけ膨大なものですから配布はしないと、ですから、持ってくるのが前提だということ、資料がないとかなんとか言われても、それは、一切、こちらとしては、今、言った意見を言って、了解をいただくしかないということで、それでも良ければ、いいですか。

○７番（佐伯由恵君） 委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、佐伯委員。

○７番（佐伯由恵君） 事前に配布していただきたいということですが、それでしつぱ、しっかりと、当日までに、その内容をしっかりと見てきて、もし、その内容について、いろいろと、質問等ある場合は、ここに、委員が代表として出て協議してきた内容ですから、

しっかりとそこも責任をもって答えていくということが、やっぱり、言い出す側にも、責任があると思います。そういうことも含めて、事前に配布をして、私たち委員としての責任を各会派で果たすということも、しっかりやっていただきたいと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。

○3番（新井好一君） はい。もちろん、先ほど、副委員長の方からもあったのですが、基本的には、特別委員会で議論をして、皆さんに提案を、その都度やっていくというかたちを、とってきたわけですが、議論のこれまでの経過の中で、できるだけ全員の議論を、そこに参加させようというところでもって、委員外議員ですとか、あるいは、会派に中の意見を反映させていくとか、あるいは、全員協議会等々を開いて報告をしていくとか、ことをやってきたわけですから、全員でやっていくという姿勢も、ある意味では基本の、これは、そういう意味では、全員の議会基本条例になるわけだから、そういう趣旨というのは、大変重要にしないといけないと、私は思っているんですよ。ですから、そういう意味で、我々の会派と、新政会の方の人数が多いわけですから、多いからといって意見が、なかなか統一できないということも、あつてはいけないことですが、その都度、論点については、あるいは資料についても、それなりに説明してきてはいるわけです。そういう意味で、是非これは、事前に、我々もある意味では、その中で議論が意見が違ふということがあると困るから、それは、事前に話しておくということは、当然、必要なことだと思っているので、事前に、配布はここで決めてもらえば、その日は、当然それは持って来なさいよと、持ってくるんですよというのは、当たり前のことだというように思っていますよ。

○委員長（小坂徳蔵君） わかりました。そうしたら、こうしましょう。ここに、傍聴も含めて、来られた議員の方には、配布しません。もう配布してありますので。ですから、それ以外に、新政会と、創政会の、今日、金子議員は、お見えになっておりますけれども、それ以外の方に、ここに、15 人いますので、議長を入れると、16 人ですので、そうすると、12 人に事務局の方で、議案書の配布があります。それと一緒に、いいかな。議案書の配布と一緒に、その 12 人の方に、一応、パブリックコメントの見解、それから、基本条例。それから、逐条解説。それから、これから議論するBCPも含めて、4 点になりますけれども、改めて送付してください。12 人の方に。それで、一言書いておいてください。次の議案説明会の時に、6 月 11 日の全員協議会で説明しますので、その時、忘れずにご持参くださいということで、一言、書いておいてください。

○8番（大内清心君） すみません。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、大内委員。

○8番（大内清心君） はい。今回、先にといい、先ほどの意見なんですけれども、やはり、これは先ほど出ている意見も、そうなんですけれども、議会運営委員会で決まって、これを上程しますよって決まる前に、皆さん方にといいことで、議員の皆さん方への配慮かなとも思いますので、その辺も、十分考慮していただければなというふうに思います。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、他に。なければ、委員会外議員の発言は、終わります。なければ、この逐条解説については、この案で決定というわけで、よろしいですか。

（「はい。」という人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） そのように、決定させていただきます。先ほど申し上げましたように、12人の議員の方には、先ほどの4点セットを議案書と同時に配布するように事務局の方で、手配方お願いいたします。議案説明会のその後の全員協議会の時には、くれぐれも、私も含めて、皆さん、上程セットをお持ちいただくと、会派の人に周知、徹底していただきたいと思います。よろしくお願いします。それでは、まだ、BCP等がありますので、ちょっと時間たいへん超過しました。ここで、休憩いたします。11時30分から、再開したいと思います。



◎休憩の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時20分

開議 午前11時30分



◎開議の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、時間になりましたので、委員会を再開いたします。

◇

○委員長（小坂徳蔵君） 次は、議題の第 4、市議会業務継続計画。市議会版 B C P を議題といたします。本件に関しては、先週の 22 日に、執行機関と事前協議を行いました。その内容に関しては、冒頭、小勝副委員長が言ったとおりです。事前協議の中で、焦点になったのが、市議会版 B C P で、いわゆる市議会業務継続計画の案件です。そこで、環境安全部から、いくつか指摘をいただきました。それを加見して、市議会版 B C P をいくつか修正をしています。それが資料 4 に関連する内容です。それでは、一部修正した市議会業務継続計画の内容について、戸田議事課長から、説明をいたさせます。

○議事課長（戸田 実君） はい、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、戸田議事課長。

○議事課長（戸田 実君） はい。それでは、私の方から、(4) 加須市議会の業務継続計画市議会版 B C P につきまして、資料の 4-1 から 4-3 で説明をさせていただきます。前回の特別委員会終了後、5 月 22 日火曜日、執行部との事前協議を行いました。その際、市議会版 B C P につきましても、ご確認をいただいたところでございます。その際、いただきました担当部長、担当課長からのご意見等を踏まえ、何箇所か修正をいたしましたので、順に、ご説明をさせていただきたいと思えます。なお、市の方の業務継続計画。これは、既に出来上がっておりますので、そちらの方の整合を図る形でも、若干修正等がありますので、予め、ご了承くださいと思います。それでは、資料の 4-1、加須市業務継続計画、市議会版 B C P の方になります。これにつきましては、主に、修正した箇所、太字で、下線が引いてあるところでございます。本文の (1) 1 行目、「平成 23 年 3 月 11 日発生の東日本発生時に」、ここについては、東日本大震災、そこにですね、発生という言葉が、入っていたのを、これが、前段の 3 月 11 日発生の発生が、ダブルということで、今後は、「東日本大災時に」ということで、発生をダブらないように削除しました。

続きまして、その下の行でございすけれども、右側の方、加須市内は、震度 5 強となっております。ここにつきましては、前回、「5 弱」になっておりましたけれども、これを「5 強」というかたちで、修正してございます。それから、6 行目、左側の、「関東・東北」という表記でございす。これにつきましては、前回は「東日本豪雨」と表記されておりましたが、これは、正式名称といひましようか、関東・東北豪雨というかたちで表現を修正致した

ものでございます。続きまして、(2)の方になるんですけれども、6行目。ほぼ中央の部分です、「2本の大きな河川」と修正しております。これは、当初、2本の1級河川という表記がされていたんですけれども、これについては、大河川だと、大きな河川だということで、そちらの方、大きな河川ということで、修正をしてございます。続きまして、3ページになります。3ページにつきましては、一番下の行から、2行目です、後期というところの、後ろの方です、早期復旧、これが、「、」になっております。以前「。」だったものを、「、」に置き換えただけでございます。それと、一番最後の、予算などの審議。ここに「。」がついておりましたが、そこは、削除させていただきました。

続きまして、4ページになります。4ページの中段5番の、災害発生時における議員等の行動基準の(1)の②の2行目、最後の部分。口述書を予め作成して準備しておく。作成の前が、「策定」になっておりましたので、これは、口述書ですから「作成」が妥当だろうということで、「作成」と変更させていただきました。

続きまして、7ページになります。本文中です。上から4行目、なお書きの部分の、一番最後の部分です、下線の部分を追加しました。「災害復旧対策計画や」という表現を、ここは、追加してございます。それとその下の行の「加須市議会基本条例」、当初ここに「案」と入っていましたが、正式にこれが確定したことを前提に、この「案」という文字を削除して、「加須市議会基本条例第23条」というような表現とさせていただいたところでございます。

続きまして、9ページになります。9ページにつきましては、一番上の行です。市役所「本庁舎」この4階の間に、「本庁舎」という言葉を追加をいたしました。それと、次の、7番の行政視察等の危機管理対応マニュアルというのを、②の行の右側の方、「災害警戒本部又は」を、新たに追加したところです。なお、次の行の括弧書き（第2配備を含む）これが、表記上残っていますけれども、これは、削除になりました。②の2行目。括弧書きの部分です、（第2配備を含む）ここまでは、申し訳ございません、修正漏れということで、ここは、削除ということでお願いをいたします。続きまして、8番の②、冒頭の部分です、これ当初、第1段階が、復興計画という表現となっておりましたが、ここについては、「災害復旧計画については」と、修正をしたところでございます。続きまして10ページの様式で、一番上の議員氏名のところに、加須市議会太郎と、仮称名称が入っておったんですけれども、ここは、削除ということでさせていただいたところでございます。4-1につきましては、以上でございます。続きまして、4-2でございますが、加須市議会業務継続計画、風水害対策編。1ペーパーの両面のです。こちらにつきましては、まず、本文の1行目、下線引いていないんで

すけれども、加須市内を流れる、そのあとに、一級河川という言葉が、入っていたんですけれども、これについては、一級河川は削除してほしいということで、これは削除してごさいます。それと、1 番の項目の、想定する危機事象、この中の②、加須市の業務継続計画風水害偏の発動基準ということで、これについては、5 月 11 日に、市の防災会議が開かれまして、その際に、ご承認いただいたということで、これ数値が、市の方が、修正されてごさいまして、市の業務継続計画風水害対策編、以下、計画は、利根川（栗橋の水位観測所）の水位が、当初は、7.5 メートルだったのですけれども、7.6 メートルに修正してほしいということで、整合を図るという形で、ここは、7.6 メートルに修正をしました。引き続き、または渡良瀬川（古河の水位観測所）の水位が、ここは、当初 7.9 メートルだったものを 8.4 メートルに修正いただきたいということで、こちらも整合をはかる関係で、8.4 メートルというかたちで修正をしたところでごさいます。裏面に進みまして、2 番の項目、加須市議会災害対策会議の設置時期について、ここは、下線冒頭で入っていないんですけれども、①のところで、市が、当初ここに、北川辺地域にという表現があったんですけれども、これは、あえて、北川辺地域ということではないということですので、災害警戒本部を設置した時、市議会は災害対策会議を設置するということにしてほしいということで、そこの当初、入っていた北川辺地域という言葉は、削除してごさいます。それとその下の行の、加須市は水位が、利根川が 7.6 メートル、渡良瀬川が 8.4 メートルに達すると、これらが見込まれる場合、ここが、「となったとき」となっていたものを、「達すると、見込まれる場合」、というような表現に修正いただきたいということで、ここは、修正してごさいます。それと、①の下から 2 行目、さらに水位の上昇が見込まれ、利根川が、8.4 メートルに達した時と、修正してごさいますが、ここは、当初、渡良瀬川が 8.9 メートルになったときというのを、これは、そのまま、利根川が 8.4 メートルに達した時に修正してほしいということで、この辺は市との整合を図る関係で、同じように修正をいただければということで、この部分は、修正をしたところでごさいます。

続きまして、最後、資料の 4-3、加須市議会災害対策会議設置要綱でごさいすけれども、これにつきましては、一カ所です、表の第 2 条の部分。最後のくだり。これに、当初、これに協力するためということでございましたけれども、「連携・」という言葉を入れました。これに連携・協力するため、加須市議会内に議会災害対策会議を設置するというような、表現といたしたところでごさいます。今回申し出があったところにつきましては、主に市の B C P の関係とある程度整合させる形で、お願いをということで、そういった部分については、

整合を図る形で修正をいたしまして、そのほか、てにをはについても、若干、指摘はあったんですけども、大きな態勢には、特段、影響がない部分については、そのまま、てにをはについては、特に影響がなければ、変更せずに、しておるところでございます。市議会版BCPについては、修正等については、以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございました。ご意見いただく前に、確認ですが、BCPの、資料の4-1の9ページをご覧ください。ここに8番の災害時の市議会の役割があつて、②があります、今、アンダーラインが引いてあるところで、災害復旧計画については、市議会が議決案件とし、ということになっているのですけれども、これは、違うんです。というのは、下の議会基本条例の第23条の3号を見てほしいんですけども、災害復興計画の策定を、議会の議決案件とするのです。だから、復旧計画はしないです。災害復興計画については、にするしかないと思うんですよ。下の方が、復旧計画もやってほしいというなら、やりますけれども、そういうことでもなさそうですし、これは、復興計画の策定でいいと思うんです。これは、もう一度、申し上げますが、この9ページの8番の、災害時の市議会の役割についての②、「災害復興計画については」にアンダーライン引いているんですけども、これは下に、議会基本条例の第23条の3号で、災害復興計画の策定とかしているんで、災害復興計画の策定についてはということについてはということで、これは、元に戻すっていうことにしておいてください。そうしないと、整合性がとれませんので、いろいろありましたので、いろいろ混乱するのがあつたには事実ですので、そこを前提にして、今の説明に対して、何か質疑、意見があれば挙手願います。

○7番（佐伯由恵君） はい、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） 佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） はい、資料4-3。4-2の裏面です。2番の加須市議会災害対策会議の設置時期について、先ほど説明した、①市が北川辺地域というのが入っていたのを削りました。その関係で、②の2行目の、市が北川辺地域にとあるのを、この北川辺地域を同様に削るのでしょうか。その点についてです。

○議事課長（戸田 実君） はい、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、戸田議事課長。

○議事課長（戸田 実君） はい、今、佐伯委員からご指摘があつたとおりです、同じ取り扱いになるかと思われますので、これについても削除。北川辺地域というところが、市の方で、指摘を受けて、やったものですから、ここは、逆に、執行部の方から、指摘がなかった点で、

ございまして。削除をする方向です。

○委員長（小坂徳蔵君） 整合性を取っていきますので、佐伯委員の指摘のとおりにしますので、ご了承ください。他にございますか。大内委員。

○8番（大内清心君） はい、私だけが感じたことかもしれないのですが、4 ページの資料の 4-1 の 4 ページで、災害発生時における議員等の行動基準の②のところですが、口述書をあらかじめ作成してというところですが、口述書の「口」が、カタカナの「ロ」に見えるんです。口が、小さく見えるのは、私だけなのかなと思って。口述書の口の文字のサイズがちょっと、カタカナのロに、マニュアルに続けて、ロって見えてしまうのは、私だけかもしれないのですが、口述書の述書と口が、サイズが、ちょっと違う。

○委員長（小坂徳蔵君） わかりました。

○議事課長（戸田 実君） 今、大内委員から指摘があった点については、データ確認して、申し訳ございません。文字の大きさが違うようでしたら、修正いたします。失礼いたしました。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に。はい、新井委員。

○3番（新井好一君） はい、4-2 の裏側の所、2 ページです。その中の①の方です、2 の①。その中で、市が、災害警戒本部を設置するのと、市議会が、対策会議を設置する基準が、まず書いてあって、さらに水位の上昇が見込まれ、利根川の水位が、8.4 メートルに達した時ということで、渡良瀬川のことは、ここに書いてないけれども、さっき言った？ちょっと、聞いてなかったけれども、その辺は、どうなのだろう。対策本部に、その時に、対策本部を設置するということで、避難勧告が、この時点で発令をするというふうになっているけれども、渡良瀬川の水位と、利根川の水位っていうのは、若干、違うよね、その辺は。

○委員長（小坂徳蔵君） 戸田議事課長、わかりますか。

○議事課長（戸田 実君） はい。先ほどの説明の中で、まず①、市が、当初、北川辺地域という言葉が入っておったのですが、これについては、執行部の方から指摘がありまして、災害警戒本部を設置したという、その表現上は、あえて北川辺地域という言葉に特定せずと、指摘がございましたので、そこは、一応、抜いてございます。

○3番（新井好一君） そのあとの、本部に移行していくわけです。水位に上昇が、さらに、利根川は、8.4 メートル。渡良瀬川は、どうなのかと。

○委員長（小坂徳蔵君） わかりました。新井委員、その点、わかりました。これは、実は、北川辺地域は、北川辺地域で、最初のは、災害警戒本部が設置した時となったけれども、北

川辺地域に設置するわけではないと、本庁舎で設置するという事で、下の方から、危機管理防災課の方から指摘があったのです。実はとったのです、言われて。そうしたら、要するに、つじつまがあわなくなっちゃったんです。今、指摘のように、とっただけで、最初のところは、きちんと意味が通じていたんです。北川辺地域で災害警戒本部ということで、それをとっちゃったら、確かに、今、言われるようにちょっと混乱する部分になったので、これは整合性を取ります。

○3番（新井好一君） しかも住民には、北川辺地域は、高齢者避難なり、要援護者については、一段階早い段階で、避難をさせると、もちろん、水位の上昇なりが、引き続いて、これに達するような基準に見込まれるので、それは事前に、早く逃げるんですよということが、ある意味では、周知徹底をしなければいけないんで、その辺は、どこかに加えなくてはいけないのかなというふうに、思っていたのだけれども、その辺なんだよね。

○委員長（小坂徳蔵君） 今、ご指摘の部分は、さっき言ったように、危機管理防災課との事前協議の中で、少し足りない部分が、おきたので。先ほど説明したように。それで、今、新井委員が言った内容に沿って、ここは整理しますので、わかるようにしますので。最初の部分が、一番わかりやすかったのですけれども、北川辺地域をのぞいたら、意味が少しおかしくなったということで、これは、新井委員、指摘はわかりますので、そのように、これは修正をしますので、それは文章の内容はお任せください。よろしいですか。

○3番（新井好一君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） いいですか。わかりました。森本委員。

○9番（森本寿子君） はい。すみません、私も、水位についてなんですけれども、水位について。

○委員長（小坂徳蔵君） 何ページですか。

○9番（森本寿子君） 4—2の資料の、1ページ。危機事象を想定するときの②なんですけれども、表側です。

○委員長（小坂徳蔵君） 1番の、②。

○9番（森本寿子君） はい。水位が、防災会議で修正されているということで、もちろん、BCPと整合を図るためということですが、水位が、前より上がっているという、水位が、上がってからのあれなのかっていうことで、どうして、こういうように防災会議で、水位が、上がっての修正になったのか、わかれば教えていただきたいんですけれど。

○委員長（小坂徳蔵君） この件については、私の方から、お答えします。これは、昨年、中

中央防災会議で、この水位が、変更があったんです。これは、加須市の考えでそうしたわけじゃないです。これは、昨年の中央防災会議で水位の変更があって、それに基づいて、今月、防災会議を開いて、それで、修正したんです。そこを、ここに反映させてあります。正確に言いますと、昨年の7月に、中央防災会議で、これ変更になりました。それで、市は、今月の11日に、改正して、それに我々が、22日事前協議した時に、伝達があって、それで、このように変えたということです。もともとは、昨年の7月に中央防災会議で、この水位が変更になったということです。なんで変更になったといっても、国で決めたことなので、我々としても、危機管理防災課も含めて、なぜそうなったということは、ちょっと、答えられません。よろしいですか。

○9番（森本寿子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に。佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） 細かいところで、すみません。資料4-2の裏。2ページ、最後、その他は、前回の会議で削ったような、記憶があるんですが、いかがだったでしょうか。

○委員長（小坂徳蔵君） これは。資料作成で、大変、錯綜しておりまして、その他以上は、削除すると大変で、錯綜しておりまして、例えば、句読点があったりなかったり、いろいろあれしてくるんですが、言ってくだされば修正します。そういう内容です。超超少数人数制で、議会事務局やっておりますので、そういうことも起きたということです。以上です。これ、直します。他に、ございませんでしょうか。ありませんか。なければ、加須市議会業務継続計画については、資料4-1、並びに4-2のとおりにしていきたいと思います。先ほど、指摘がありました、特に資料4-2の関係、2ページの2番の、加須市議会の防災対策会議の設置時期についてということで、意味が、ちょっと不明なところがありますので、先ほど、新井委員から指摘がありましたので、きちんとわかるように、修正はします。その部分も含めて、後は、その他以上は、取りますので、対応しますので、それで、ご了解いただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

（「はい。」という人あり。）

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございます。では、そのように決定させていただきます。加須市議会業務継続計画の市議会版BCPの施行時期ですが、これは、市議会基本条例の制定と合わせて、施行してまいります。その点、ご了承ください。先に進みます。

次は、議題の(5)日本法制学会研究会ミニシンポジウムへの参加についてを議題といたします。資料を配布しております。本件に関しては戸田議事課長から、説明をお願いします。

○議事課長(戸田 実君) はい。

○委員長(小坂徳蔵君) はい、戸田議事課長。

○議事課長(戸田 実君) はい。それでは、資料の5番になります。日本法制学会研究会ミニシンポジウムへの参加について、資料5番で、説明をさせていただきます。この依頼文等につきましては、先日、各議員あてに、ご郵送したところでございますけれども、日本法制学会、第128回総会、研究会。この開催校で担当理事でございます。また、本市議会でも、講演講師として、度々お世話になっております、平成国際大学の浅野和生教授より、ご案内をいただいたところでございます。本年5月1日付けで締結いたしました加須市議会と平成国際大学との、連携協力に関する協定、こちらを締結いたしましたことから、当シンポジウム、ぜひ、議員の皆様ご参加くださいますよう、お願いしたいと存じます。6月定例会の会期中でありますけれども、何卒、よろしくお願いしたいと思います。なお、出欠につきましては、6月8日金曜日までに、議会事務局へご連絡をお願いしたいと存じます。簡単に日程等につきましては、下段にありますように6月24日、日曜日、午後2時20分から4時20分まで。場所は平成国際大学講義棟、319教室となっております。内容、ミニシンポジウムにつきましては、町村議会の活性を考える。というテーマでございますけれども、浅野先生の話ですと、これは、市議会も含めた地方議会の今後の在り方について、ということで、テーマととらえてほしいというお話がございました。詳細等につきましては、別添の3ページ、および7ページをご参照願えればと思います。なお、この日は、送迎用の公用車、ワゴン車を用意したいと思います。午後1時30分に市役所北側駐車場、集合、出発で、お願いしたいと存じます。直接、平成国際大学の方に駐車場は、確保してあるということでございますので、近い方は、直接、平成国際大学の方に家用車で行っていただいても結構なんですけれども、一応、出欠の確認の際、その辺も併せて、公用車のご利用の有無につきましても、確認をさせていただきたいかと思っております。ミニシンポジウムへの説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長(小坂徳蔵君) 何か、質疑はございますでしょうか。

(「なし。」と言う人あり。)

○委員長（小坂徳蔵君） なければ、これは第2回の定例会の会期中で、たいへんお忙しい中でございますが、大変、参考になる内容でございますので、それぞれの会派で、参加を取りまとめて、先ほどの説明ですと、6月8日までということですので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に、移ります。次は、今後の協議の方向性についてということです。来月は、第2回定例会が、開会し、市長等提出議案等、議会基本条例の審議があります。その中で、市議会の第2回定例会の会期中に、一度、委員会を開催したいと思っております。議題としては、7月12日開催の市民カレッジの内容。これは何も、一応日にちは決めてございますけれども、内容は何も決めておりませんので、この点です。それから、市議会モニターの委嘱。これも、何とか、ご報告できるように、議会事務局で、今、取り組んでおりますので。それから、次の日程など、もし方向性がわかれば、その時点で示していきたいと思っております。いつ開会するかについては、議会運営委員会で会期日程が決定しますので、その内容を見て、しかるべき時に、皆様方に通知したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。この点、よろしいですか。

（「はい。」という人あり。）

○3番（新井好一君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、新井委員。

○3番（新井好一君） 今、委員長の方から、日程が示されて、いくつかの点を、これを議論しようということですが、この中に、ぜひ、前回の代表者会議で、議長の方からも、政治倫理のことについて、提案があったような、審議してくれというようなことがあったようでございますので、会派の方も、そのことも受けながら、また、私も、ずっと、この委員会の中で、できるだけ早くするように、議論をすべきだということを言ってきたこともありましてですね、そういうことについても、ぜひ一度は、ここで、きちんとした議論をやっていたきたいというふうに思うので、提案をしておきたいと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、それは了解しておきます。前から、私、何回も。申し訳ないのですが了解しておきます。きちんと、協議するように思っています。他にございませんか。

（「なし。」という人あり。）

○委員長（小坂徳蔵君） なければ、今日の日程については、すべて終了しました。後は、先ほどのパブリックコメントの見解案、後はBCPです。後は、逐条解説の関係、てにをはの関係で、もしあれば、軽微のところは、修正はご了承をしてください。その辺だけ、ご了解ください。それでは、たいへん長時間、今日も、集中して協議いただきまして、ありがとうございました。本日の、議題と協議は、すべて終了しました。本日の協議内容については、特別委員会通信第 23 号を発行し、市議会ホームページに掲載し、議員各位に配布をいたします。これで、本日の議事は、すべて終了いたしました。



◎副委員長のあいさつ

○委員長（小坂徳蔵君） 散会にあたりまして、小勝副委員長から、閉会の、あいさつをお願いいたします。

○副委員長（小勝裕真君） はい、本日も、自由討議によりまして、長時間、熱心に協議いただきまして、ありがとうございました。冒頭に、議長から、昨日の埼玉東部消防組合で、大橋市長が管理者になったというふうな報告があつて、これは関係市町の、大橋市長の信頼があつてのことだというふうに、私は、思いました。いよいよ、加須市議会も、基本条例を制定し、さらにこれを実行することによって、市民の信頼を得る、これが大事なことと思いますので、それを続けて、今後とも、よろしくお願いいたします。



◎散会の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、散会といたします。大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

散会 午後 0 時 5 分